

犯罪被害者等支援 メニュー リスト

八幡浜市

目 次

八幡浜市の支援メニュー・対応窓口

1 犯罪被害者等のための総合的対応窓口	1
2 経済的支援	
(1) 犯罪被害者等支援金	1
(2) 市営住宅への入居	1
(3) 市税等の減免、納付	1
(4) 医療費の一部負担金の徴収猶予、減免（国民健康保険）	2
(5) ひとり親家庭等医療費の助成	2
(6) 高額療養費の支給（後期高齢者医療保険）	2
(7) 保険料・一部負担金の徴収猶予、減免（後期高齢者医療保険）	2
(8) 遺族基礎年金の支給	2
(9) 障害基礎年金の支給	3
(10) 国民年金保険料の免除	3
(11) 自立支援医療の負担軽減	3
(12) 生活保護	3
(13) 高等職業訓練促進給付金	4
(14) 自立支援教育訓練給付金	4
(15) 高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金	4

(16) 母子父子寡婦福祉資金.....	4
(17) 母子父子家庭小口資金貸付.....	4
(18) 児童扶養手当.....	5
(19) ひとり親家庭等の保育料の軽減.....	5
(20) 下水道料金の分納納付.....	5
(21) 水道料金の分割納付.....	5
(22) 商品・サービスに関する苦情、多重債務に関する相談.....	5
(23) 就学費用の援助.....	5

3 精神的・身体的被害の回復・防止等

(1) 住所情報の保護.....	6
(2) 障がい者虐待.....	6
(3) 身体の障害.....	6
(4) 妊娠・出産・子育ての総合相談窓口.....	6
(5) 子育て・虐待電話相談室.....	6
(6) DV相談.....	7
(7) 精神保健福祉相談・家庭訪問.....	7
(8) 健康相談・栄養相談.....	7
(9) 子育ての悩み.....	7
(10) 介護保険料の减免、納付.....	7

(11) 高齢者虐待.....	7
(12) 高齢者総合相談.....	7
(13) 認知症何でも相談.....	8
(14) 人権相談.....	8
(15) 子育ての悩み.....	8

支援メニューリスト（八幡浜市）

1 犯罪被害者等のための総合的対応窓口

犯罪被害に遭われた方などからのご相談、お問合せに応じます。	総務課 行政係（八幡浜庁舎 3 階） TEL: 0894-22-3111 内線：1347
また、相談内容に沿って、必要な支援を行っている庁内関係部署や関係機関をご案内します。	

2 経済的支援

	相談内容	制度・サービスの内容	窓口
1	犯罪被害者等支援金	殺人など故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者のご遺族、または重症病や精神疾患を負わされた犯罪被害者の方に対して、経済的負担の軽減を図るための見舞金（支援金）を給付しています。	総務課 行政係（八幡浜庁舎 3 階） TEL : 0894-22-3111 内線：1347
2	市営住宅への入居	犯罪被害等により、従前の住居に居住することが困難となった場合には、市営住宅への入居に関する相談に応じます。	財政課 住宅係（八幡浜庁舎 4 階） TEL : 0894-22-3111 内線：1436、1437、1439
3	市税等の減免、納付	市税等の納付が困難となった場合などに、状況に応じた減免や分割納付などの相談に応じます。	税務課 庶務・徴収係（八幡浜庁舎 2 階 1 番窓口） TEL:0894-22-3116

	相談内容	制度・サービスの内容	窓口
4	医療費の一部負担金の徴収猶予、減免（国民健康保険）	第三者行為（交通事故、闘争等）を除く医療費の一部負担金の支払いが困難となった犯罪被害者等の徴収猶予や減免の相談に応じます。	市民課 国保係（八幡浜庁舎1階 6番窓口） TEL：0894-22-3133 内線：1111
5	ひとり親家庭等医療費の助成	ひとり親家庭等の母又は父及びその児童に対し、保険診療のうち、自己負担分にかかる医療費について助成をします。（本人及び同居の扶養義務者の所得制限があります。）	市民課 国保係（八幡浜庁舎1階 6番窓口） TEL：0894-22-3133 内線：1112
6	高額療養費の支給（後期高齢者医療保険）	1か月にかかる自己負担額が高額になった場合、申請して認められると、所得区分に応じた負担限度額を超えた分が「高額療養費」として支給されます。	市民課 高齢者医療係（八幡浜庁舎1階 5番窓口） TEL：0894-21-0400（直通）
7	保険料・一部負担金の徴収猶予、減免（後期高齢者医療保険）	災害や世帯主の死亡、失業等特別な理由がある場合には、申請により保険料・一部負担金が徴収猶予・減免されることがあります。	市民課 高齢者医療係（八幡浜庁舎1階 5番窓口） TEL：0894-21-0400（直通）
8	遺族基礎年金の支給	国民年金の被保険者または被保険者であった方が亡くなられたときに、その方によって生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」に支給されます。 ※亡くなられた方の保険料の納付状況、お子様の年齢等の要件があります。	市民課 年金係（八幡浜庁舎1階 4番窓口） TEL：0894-22-3100 内線：1115

	相談内容	制度・サービスの内容	窓口
9	障害基礎年金の支給	<p>障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師等の診察を受けた日に「国民年金の被保険者であった方」または「20歳未満であった方」もしくは「60歳以上65歳未満で日本に住んでいた方」が、一定程度以上の障害の状態にあるときに支給されます。</p> <p>※請求する方の保険料の納付状況、年齢等の要件があります。</p>	市民課 年金係（八幡浜庁舎1階 4番窓口） TEL：0894-22-3100 内線：1115
10	国民年金保険料の免除	<p>収入の減少や失業等により国民年金保険料を納めることが難しい場合は、保険料を「全額免除」または「一部免除」する制度があります。</p> <p>※本人、配偶者および世帯主の前年所得が一定の金額以下である等の要件があります。</p>	市民課 年金係（八幡浜庁舎1階 4番窓口） TEL：0894-22-3100 内線：1115
11	自立支援医療の負担軽減	一定以上の症状を有する精神疾患の治療のため通院医療が必要な方に対して、医療費の自己負担額を軽減します。	社会福祉課 障害福祉係（八幡浜庁舎1階 10番窓口） TEL：0894-22-3111 内線：1171
12	生活保護	生活に困窮した場合、生活保護法に基づき、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、世帯の自立を助長します。	社会福祉課 保護係（八幡浜庁舎1階 9番窓口） TEL：0894-22-3111 内線：1151

	相談内容	制度・サービスの内容	窓口
13	高等職業訓練促進給付金	ひとり親家庭の母または父が、看護師、保育士、介護福祉士、作業療法士などの資格を習得するために、6か月以上養成機関で就業する場合に48月を上限として毎月支給します。受講前には事前相談が必要です。	子育て支援課 子育て支援係 (八幡浜庁舎1階) TEL : 0894-21-0420
14	自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の母または父が就職につながる能力開発のため、市長が認めた対象講座を受講し終了した場合に、支給します。受講前には事前相談が必要です。	子育て支援課 子育て支援係 (八幡浜庁舎1階) TEL : 0894-21-0420
15	高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金	高等学校を卒業していないひとり親家庭の母または父および児童が、高卒認定試験の合格を目指す際、民間事業所など実施する対象講座を受講すれば、受講終了時給付金を、一定期間内に高卒認定試験に全項目合格すれば合格時給付金を支給します。受講前には事前相談が必要です。	子育て支援課 子育て支援係 (八幡浜庁舎1階) TEL : 0894-21-0420
16	母子父子寡婦福祉資金	20歳未満の子どもを扶養している母子・父子家庭や寡婦に、子どもを高等学校や大学などに就学させるための就学資金や就学支度金などの貸付があります。事前相談が必要です。	子育て支援課 子育て支援係 (八幡浜庁舎1階) TEL : 0894-21-0420
17	母子父子家庭小口資金貸付	ひとり親家庭の母または父が、生活や病気などのために臨時・緊急に資金を必要とする場合に、貸付があります。（一定の条件があります）	子育て支援課 子育て支援係 (八幡浜庁舎1階) TEL : 0894-21-0420

	相談内容	制度・サービスの内容	窓口
18	児童扶養手当	父若しくは母と生計を同じくしていない、父若しくは母に一定以上の障がいがある場合において、児童の母、父又は養育者を対象として、その生活の安定を図るために支給しています。	子育て支援課 こども福祉係 (八幡浜庁舎1階) TEL : 0894-21-0421
19	ひとり親家庭等の保育料の軽減	ひとり親家庭等の保育料について、所得に応じて軽減します。	子育て支援課 保育幼稚園係 (八幡浜庁舎1階) TEL : 0894-21-0402
20	下水道料金の分納納付	下水道料金の納付が困難となった場合などに、状況の応じた分納納付などの相談に応じます。	下水道課 業務係 (保内庁舎2階) TEL : 0894-22-3111
21	水道料金の分割納付	水道料金の納付が困難となった場合などに、状況に応じた分割納付などの相談に応じます。	水道課 業務係 (八幡浜庁舎4階) TEL : 0894-22-3111 内線 : 1481、1482、1483
22	商品・サービスに関する苦情、多重債務に関する相談	契約トラブルや悪質商法による被害、多重債務などについて消費生活相談員が相談に応じます。	八幡浜市消費生活センター (八幡浜庁舎4階 商工観光課窓口) TEL : 0894-24-0188
23	就学費用の援助	経済的困窮にあると認められる場合に、小中学校での就学に必要な経費の一部を援助します。	教育委員会 学校教育課 (保内庁舎3階) TEL : 0894-21-6862

3 精神的・身体的被害の回復・防止等

	相談内容	制度・サービスの内容	窓口
1	住所情報の保護	D V やストーカー行為等の被害を申し出た方のうち、支援の必要性が確認された方（以下「支援措置対象者」）について、申出の相手となる方が住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付の制度を不當に利用して支援措置対象者の住所を探索することを防止（住民基本台帳事務における D V 等支援措置）し、支援措置対象者の保護を図ります。	市民課 市民係（八幡浜庁舎1階 3番窓口） TEL：0894-22-3111 内線：1121
2	障がい者虐待	障がい者に対する虐待の早期発見・早期対応に努めるとともに、障がい者虐待の防止の啓発を行います。	社会福祉課 障害福祉係（八幡浜庁舎1階 10番窓口） TEL：0894-22-3111 内線：1171
3	身体の障害	身体に障害がある場合、相談に応じ必要な支援を行います。	社会福祉課 障害福祉係（八幡浜庁舎1階 10番窓口） TEL：0894-22-3111 内線：1171
4	妊娠・出産・子育ての総合相談窓口	出産や子育てに関する悩みについて保健師や各種相談員・支援員が相談にのります。	こども家庭センター 子育て支援係（八幡浜庁舎1階 子育て支援課窓口） TEL：0894-21-0420
5	子育て・虐待電話相談室	育児がうまくいかない、イライラする、近所に気になる親子がいるなど悩みがある時はお電話ください。	こども家庭センター 子育て支援係（八幡浜庁舎1階 子育て支援課窓口） TEL：0894-21-0420

	相談内容	制度・サービスの内容	窓口
6	DV相談	配偶者やパートナーからの暴力等に関する相談に応じます。	こども家庭センター 子育て支援係（八幡浜庁舎1階 子育て支援課窓口） TEL：0894-21-0420
7	精神保健福祉相談・家庭訪問	こころの健康や、医療・福祉サービス利用に関する相談に応じ、助言や指導、関係機関の紹介などを行います。また、必要に応じて家庭訪問を行います。	保健センター 成人保健係（保健福祉総合センター1階） TEL：0894-24-6626
8	健康相談・栄養相談	保健師、栄養士が生活習慣病等に関する相談に応じ、助言や指導、医療機関の紹介などを行います。	保健センター 成人保健係（保健福祉総合センター1階） TEL：0894-24-6626
9	子育ての悩み	子どもの発育や発達のことなど子育てに関する相談に応じます。	こども家庭センター 母子保健係（保健福祉総合センター1階） TEL：0894-21-3122
10	介護保険料の減免、納付	介護保険料の納付が困難となった場合などに、状況に応じた減免や分割納付などの相談に応じます。	保健センター 介護保険係（保健福祉総合センター1階） TEL：0894-24-6628
11	高齢者虐待	高齢者虐待防止に係る周知・啓発を図るとともに、関係機関と連携して高齢者虐待の早期発見・早期対応に努めます。	地域包括支援センター（保健福祉総合センター3階） TEL：0894-24-3918
12	高齢者総合相談	高齢者の介護、福祉、医療、その他生活上の困りごとに対し、来所又は電話、訪問等により相談に応じます。	地域包括支援センター（保健福祉総合センター3階） TEL：0894-24-3918

	相談内容	制度・サービスの内容	窓口
13	認知症何でも相談	認知症を有する方の家族や介護職員等の相談に、専門医や様々な専門職が集まり総合的な相談に応じます。相談日は固定しているため事前の予約が必要です。	地域包括支援センター（保健福祉総合センター3階） TEL：0894-24-3918
14	人権相談	人権問題ではないかと疑問をお持ちの方やお悩みの方のご相談をお伺いし、専門機関の紹介等を行っています。	人権啓発課（保内庁舎1階） TEL：0894-21-6860
15	子育ての悩み	学齢期を中心として、子育ての相談、発達障がいに関わる相談を受け付けます。	教育委員会 教育支援室 TEL：0894-21-6864